

とっとりサウナツーリズム促進イベント開催等支援事業補助金補助対象事業候補募集要領

1 目的

鳥取県内の民間事業者によるサウナを活用したイベントの開催や観光メニューの造成等に対する支援を通じて、本県サウナの魅力を広く発信し、とっとりサウナツーリズムの促進を図ることを目的に、とっとりサウナツーリズム促進イベント開催等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる事業候補を次のとおり募集します。

2 募集事業の概要

令和5年3月31日までに完了する事業（交付対象となる経費は、交付決定日から令和5年3月31日までを対象に募集を行います。

【とっとりサウナツーリズム促進イベント開催等事業】

ア 補助対象経費	<p>(1) サウナを核としたイベントの開催経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サウナ関連設備の借上、設置等に要する経費 ・イベント開催に係る観光施設等入場料、その他必要な経費 ・有識者、熱波師の招聘等に係る費用 ・WEB媒体（ホームページ、ソーシャルメディア等）、紙媒体（雑誌・新聞等）への広告掲載費、その他情報発信に係る経費 ・広報ツール（チラシ、ポスター、動画等）の制作に係る経費 <p>(2) サウナを核に鳥取県の地域資源（自然、素材、特産物、伝統文化等）を活用した観光メニューづくりに要する経費（一過性のメニューにとどまらず継続的な実施が見込まれるもの）</p> <p>(3) その他補助事業を実施するために必要な経費</p> <p>※とっとりサウナツーリズムの促進につながる内容であること。 ※サウナを核としたイベントの開催及び観光メニューの造成に要する設備・機械・器具等の購入費、実施事業主体関係者の人件費は補助対象外とする。 ※（2）観光メニューの造成については、事業実施主体が所管する施設等を中心として鳥取県内の周遊観光につながる内容とすること。</p>
イ 補助金の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の事業実施主体による申請は、同一年度1回に限るものとする。 ・本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。
ウ 事業実施主体	鳥取県内の民間事業者（複数の民間事業者によるグループ又は団体含む）
エ 補助率	2分の1
オ 限度額	1,000千円

3 募集について

(1) 募集期間： 令和4年4月22日（金）～同年5月9日（月）午後5時必着

なお、応募が上限に満たなかった場合等においては、募集期間後も予算の範囲内で交付申請を受け付ける場合があります。

(2) 応募書類及び書類提出部数

応募書類	提出部数
<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書（様式第1号） ・収支予算書（様式第2号） 	各1部

(3) 応募方法： 郵送、持参又は電子メールのいずれか。

4 申込みにあたっての留意事項

- (1) 選定された事業の実施者については、とっとりサウナツーリズム促進イベント開催等支援事業補助金交付要綱に基づく交付申請手続きを経て交付決定を行います。
- (2) 応募に要する経費は応募者の負担とします。また、応募書類は原則として返却しません。

5 採択事業の決定方法、留意点

- (1) 書類審査
 - ・事業趣旨に適合した事業であるかどうかについて、応募書類による審査を行います。なお、必要に応じて事業内容等の問い合わせ等を行う場合があります。
 - ・審査内容：審査は次の事項を総合的に判断して行い、採択事業を決定します。

評価項目	内容
実施の確実性	事業内容に応じ、実施する能力（体制、組織、協力等）が認められるか。
計画の妥当性	収支計画が妥当か。予算やスケジュールを含む事業計画について実現可能か。
情報発信力	事業に話題性があり、とっとりサウナツーリズムの促進につながる情報発信力が認められるか。
事業の継続性 ※観光メニューの造成 の場合	事業の継続性が見込まれ、事業実施主体が所管する施設等を中心として県内の周遊観光につながると認められるか。

- (2) 審査結果
審査結果については、募集締切後から概ね1週間程度で応募者へ通知します。候補となった事業については、改めて本補助金の交付申請手続きが必要になります。

6 その他

事業終了後は、実績報告書を提出することが必要です。

7 申込・問合せ先

鳥取県観光交流局観光戦略課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
電話 0857-26-7633 電子メール kokusaikankou@pref.tottori.lg.jp